

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富良野市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富良野市長

公表日

令和7年12月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種情報の管理、統計報告書の作成、データ分析の処理を行う。・特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項の規定による指示に基づき行う予防接種に関する事務 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種に関する事務
③システムの名称	健康管理システム・電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保健医療課
②所属長の役職名	保健医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部総務課(電話0167-39-2300)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒076-0018 北海道富良野市弥生町1番3号 富良野市保健福祉部保健医療課(電話0167-39-2200)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		<input type="checkbox"/> 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		<input type="checkbox"/> 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに則り、本人からのマイナンバーの取得の徹底や、マイナンバーの提供が受けられない場合の住基ネット照会は住所を含む3情報による照会とすることを遵守しているため。

9. 監査

実施の有無

[自己点検]

[内部監査]

[外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】

[特に力を入れている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

システムへのログインは、IDとパスワードによって行い、事務に応じて権限を設定しているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年12月11日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第59条の2</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第59条の2</p>	事後	
令和2年12月11日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和4年2月22日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第59条の2</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第59条の2</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第59条の2</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第59条の2</p>	事後	
令和7年11月21日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年11月21日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	